



ゆとり

令和7年4月1日

第124号(春季号)

(協組)郡山労務経営サービスセンター

●全国春の交通安全運動始まる(R7・4/6(日)~R7・4/15(火))

運動スローガン

「どんなときも わすれちゃだめだよ みぎひだり」

年間スローガン

「わたいます 止まるやさしさ あいがとう」

運動の重点

- ①子どもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路環境の確保と正しい横断方法の実践。
- ②歩行者優先意識の徹底と、ながら運転の根絶、シートベルト等の適切な使用。
- ③自転車、電動バイク、電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底。

地域の重点

飲酒運転させない社会環境づくり



ありがとう

●飲酒、酒気帯び運転の撲滅

2月に郡山駅前受験生が酒気帯び運転の車にはねられ亡くなったのには、多くの郡山市民が心を痛めた。それを未然に防げなかった我々、社会にも問題があるのだろう。地域みんなが飲酒運転、酒気帯び運転の根絶を誓い、事故防止に努めなければならない。また自分が加害者になった場合、どうなるか？

よく考えてみよう。

●譲り合いの精神で

道路は狭いし、車は多いので、市内各所で渋滞が発生する。そんな時、こちらが、わき道から通り出ようと待っていると、平然と目の前を塞いで止まる車がある。

「何だよ！」とイラつくのも大人気ないが、譲って入れてやる気持ちも欲しい。譲られた方、譲った方お互い気持ちが良い筈だ。お礼にハザードランプをつける人も多い。

本来の使用法ではないが、警察でも余りうるさくは言わないようだ。

●自転車のヘルメット着用の励行

都道府県別の着用率 2023年の調査では、トップが愛媛県(60%)でダントツ(なぜ?)。2位大分県 46%、3位群馬県 44%と続く。福島県はというと残念ながら43位の4%。また年齢別では全国平均で13歳未満が約65%と高いが、70歳以上の女性は2%とか。今は、もっと着用率が増えていると思うが、子ども、学生、若者、中高年、男女問わず必ず着用するようにしたい。転ぶのは何も車にぶつかった時だけではないのだから。

自転車にヘルメット? 当然だぜ。



●横断歩道は「歩道」です。

横断歩道はあくまで「歩道」であることを忘れてはならない。歩道を渡ろうとしている人を見たら止まるようにしよう。ただ、むやみに止まると、後続車に追突される恐れもあるのでバックミラーで確認することも必要だ。また交差点を曲がるときはスピードを落として良く左右を見よう。歩行者が、車が先に行くとばかり、「どうぞ」のポーズをすることもあるが、それに従って歩行者の前を走ると違反で捕まるとか、ご注意を!

歩行者優先だよ



ますます複雑に！ 柔軟な働き方への対応が迫られる！ 特集・令和7年度 育児・介護休業法改正のポイント

《R7年4月1日施行》

① 子の看護休暇の年齢引上げ

看護休暇： 子の看病等で、労働者が希望すれば子が1人の場合は年間5日、2人以上の場合は10日の休暇を取れると言うもの。（無給でも良い）



改正内容	改正前	改正後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の拡大（③、④を追加）	① 病気・けが ② 予防接種・健康診断	① 病気・けが ② 予防接種・健康診断 ③ 感染症による学級閉鎖等 ④ 入園・入学式、卒園式
労使協定により除外できる労働者の範囲縮小	＜除外できる労働者＞ ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6カ月未満	＜除外できる労働者＞ ①週の所定労働日数が2日以下 *②を撤廃

② 所定外労働の制限（残業の免除）

所定外労働の制限：労働者が希望すれば、残業を免除すると言うもの。

改正内容	改正前	改正後
請求可能な労働者の範囲拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

③ 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

介護休暇：家族の介護の為、労働者が希望すれば介護対象者1人の場合、年間5日、2人以上の場合は10日休暇を取れると言うもの（無給でも良い）



改正内容	改正前	改正後
労使協定により除外できる労働者の範囲縮小	＜除外できる労働者＞ ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6カ月未満	＜除外できる労働者＞ ①週の所定労働日数が2日以下 *②を撤廃

④ 介護離職防止のための措置の義務化

介護休業やその他の介護に関する制度（短時間勤務、残業や深夜業の免除等）の申出が円滑に行われるようにするため、①研修の実施 ②相談窓口の設置 ③事例の収集 ④利用促進の方針の周知のいずれかの措置をとること。

⑤ 個別に介護休業制度利用の周知、意向確認の義務化

介護に直面した労働者に対して、介護休業制度等の周知と制度利用の意向を確認する。また、労働者が40歳前後の早い段階から介護休業制度の周知をしなければならない。

《R7年10月1日施行》

① 育児期の柔軟な働き方を実現する措置の義務化

3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に対して、次のA～Eの中から2つ以上選択枝を設け、3歳になるまでの期間に、周知と意向確認をしなければならない。（労働者は、その内1つだけ利用）

- A・始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ（フレックスタイム含む）
- B・テレワーク（月10日以上）
- C・養育休暇の付与（年10日以上）
- D・保育施設の設置、運営
- E・短時間勤務制度（1日6時間）

2つ選べって？
どれも難しいね。



② 出産、育児期の労働者に個別の意向聴取の義務化

労働者が本人または配偶者の妊娠、出産等を申し出た時と、子が3歳になるまでの適切な時期に、育児休業や育児に関するその他の制度利用の意向を確認しなければならない。

特集2・メリットとデメリットも知って

1年単位の変形労働時間制を上手に活用しよう！！

1年を平均して1週40時間をクリアする方法。

業務の繁閑に応じ、勤務時間や休日を設定でき、うまく利用すれば残業代削減につながられます。

(対象期間は1ヵ月超～最大1年の間で自由に決められる)

<採用のメリット>

- 対象期間を1年とした場合、年間で所定労働時間が2,085時間以内になれば良い。
年末年始、盆休、GWなど休日が多い月、逆に少ない月を1年平均してできるので大変便利なため多くの会社で採用しています。(採用しにくい業種もあり)
1年間をいつから、いつまでにするかは、会社の自由ですが、就業規則に規定し、労使協定を結んで、労働基準監督署に届け出るようになります。
- 1日の勤務時間が一定な場合

所定労働時間	8H	7H45分	7H40分	7H30分	7H20分以下
最低必要な 休日数	105日	96日	93日	87日	85日

- 2,085時間以内に収まれば、必ずしも1日の労働時間を一定にしなくても、業務の繁閑に合わせて月や日により7時間にしたり、9時間にすることも可能です。(事前に決める必要あり)

<便利な制度ですが、次のような制限もあります>

- ①原則的に労働日数は連続6日まで。特に忙しい月は連続12日まで可能ですが(特定期間といいますが)年間の内、多すぎはいけません。
- ②繁閑により差をつけるにしても1日の所定労働時間は10時間以内、1週間は52時間以内。
- ③所定労働時間が48時間を超えるのは連続3週間以内であること。
- ④所定労働時間が48時間を超えるのは起算日から区切って3か月に3回までとすること。
- ⑤休日の振替を頻繁にするのは禁止されている。やむを得ない突発的な理由で、振替える場合でも連続する勤務日数は6日以内にしなければならない。

年度途中で時間や休日を変更したり、協定を結び直したり出来ないよ。



<期間途中で入退社した従業員の取扱い>

対象期間の途中で入社、退職した人がいる場合は、実際に労働させた期間を平均して週40時間を超えた場合は、その分の割増賃金を払って清算する必要あり。

<時間外割増賃金の計算には注意も必要>

1日7時間30分勤務の会社であれば法定8時間を超えた分を払えばよいと考えがちですが、場合によっては割増しが必要になります。割増し賃金の計算方法は、次の通りです。

- ①1日8時間を超えた場合は、その時間。
- ②残業することによって1週40時間を超えた場合は、超えた分
- ③1年をトータルして2,085Hを超えた分

7時間30分を超えた分に全部割増をつければ簡単に行くけど。



- ①は分かっても②、③は意味が分かりませんよね。
- ②は例え7時間30分から8時間までの30分であっても、それをする事によって1週40時間を超えるような時は、割増が必要という事です。
- ③は、①、②で8時間なり、一週40時間をオーバーしてなくても、1年の限度時間2,085時間をオーバーするようなら、割増が必要ということです。
例えば1日7.5時間勤務、年間87日休日で丁度、2,085時間をクリアしているような場合は、30分でも越えれば割増しが必要です。

メリット、デメリットを良く理解して、上手に活用しよう。



労 務 Q & A (実際あったご質問から)

<労 務> 退職金支払いの順序

Q・従業員が死亡した。退職金を遺族に支給したいが、どのような順番にすればよいのか？

A・会社の決めに依りますが、一般的には労働基準法施行規則によることが多いようです。

<同規則による順位>

- ①配偶者(事実婚含む) 従業員と生計を一にしていた
②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹の順。
上記の者がいない場合は子、父母、孫、
祖父母、兄弟姉妹。

遺言などで特定の者を指定した場合は、その者。

(中小企業退職金共済も、大体上記に準じています)
トラブルないよう退職金規程に明記しておきましょう。

退職金

<労 災> 始業時刻前の自発的作業

Q・朝、始業時刻前に自発的に会社敷地内の雑草を刈っていて大ケガをした。労災保険は使えるか？

A・労災保険が使えるか使えないかは監督署の判断によるが微妙なところ。

<労災保険が使える要件は>

- ①業務に起因すること②業務中であることが必要です。
今回、会社の指示もないのに善意で自主的にやった。
その時間に対する賃金が払われていないなどだと、業務と認められず、労災が使えない恐れもあります。

反面、業務に付随するものとして、認められる可能性もありますが、やるときは、勤務時間が始まってから、やった方が無難でしょう。



<雇用保険> 有期雇用の場合の再就職手当

Q・再就職手当は1年以内の有期雇用で採用した者は、貰えないのか？

A・貰えないので、注意が必要です。

<再就職手当とは>

雇用保険の基本手当を貰い切らないうちに再就職した場合に、その残日数に応じて支給されるもの。

- ・3分の2以上残して再就職・・・支給残日数の70%
 - ・3分の1以上残して再就職・・・支給残日数の60%
- <要 件>

- ①退職した会社や関連会社への再就職でないこと。
- ②自己都合退職の人は、待機期間終了後、最初の1ヶ月は職安の紹介での就職であること
- ③1年を超えて雇用することが確実であること。
(つまり1年契約ではだめです)
- ④過去3年に再就職手当などを貰っていないこと。

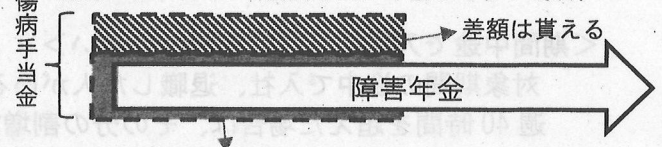
<社会保険> 傷病手当金と障害年金

Q・人工臓器を付ける手術をし、休業したので傷病手当金と障害年金を請求したい。両方貰えるのか？

A・当面、両方貰えますが、傷病手当金は、重複分を返還するようになります。

- ①障害年金の請求・・・支給は人工臓器装着した月に遡って出るが、実際の支給は3～4か月後。
- ②年金が出るまでのつなぎに傷病手当金の請求
- ③傷病手当金と年金がダブった分については、傷病手当金を返還

(例) イメージ (傷病手当が年金より多い場合)



年金とダブった分は、後から返還

はやま シリーズ福島はやまの山 (その 82) 麓山 (783m) 一郡山市湖南町一

去年の4月号では猪苗代湖東岸北端にある五万堂山を紹介したが、今回は東岸中部の山を紹介しよう。マイナーな山のように思えるが、毎年秋には「横沢の麓山まつり」が開催され、地元の大人、子供たちで大変賑わうと言う。

浜路と横沢の中間あたりにある広い駐車場に、「麓山遊歩道」の立て看板が立っている。「はた織り御前」の人形(?)がほほ笑ましい。駐車場からすぐ登り始められるのが良い。今回は時計回りで歩いてみる。入り口は草地だが、すぐ杉林の中の歩きとなる。登ったのは3月下旬、初めのうちは道がはっきりしているが、次第に雪に覆われ分からなくなる。とにかく雪の急斜面を上に向かって登ってゆくしかない。

歩き始めて40分ほどで小さな神社のある山頂に到着。鳥居の前からは猪苗代、磐梯山の素晴らしい眺望が広がる。辺りは雪一面だが、春の日差しがやさしい。ゆっくり景色を楽しもう。

下りは反対側に下山するが、やはり雪で道が分からなくなる。やむを得ず、雪深い杉林の中を、時々雪にずぼずぼ足をとられながら、適当に下ると20分～30分で人家にでた。ルートからは少し外れたようだが、舗装路を歩き無事、駐車場に戻る。

家族連れでは、積雪期や真夏は不向きだと思うが、春、秋は快適なハイキングコースとなるだろう。

帰りは猪苗代湖周辺の風景でも見ながら、のんびり車を走らそう。



事業報告

<1月29日(水) 新春経済講演会・新春懇談会> 郡山ビューホテル

「これからの時代に求められる採用と育成、デジタル化」と題し、(株)高山代表取締役 高山智壮様の講演。

高山氏は、先代から事務機の販売を引継ぎ、デジタル化を推進して事業を拡大、発展させた。大卒求人では毎年100人を超える応募があり、若者たちが仕事に生きがいを感じて取り組んでいるとのことだが、その成功の秘けつと、デジタル化、AIの活用などについての話がなされた。企業もデジタル化を図って行かないと時代の趨勢に遅れてしまうこと、そしてAIをうまく利用していかなければならないことを認識させられる講演であった。その後、来賓を交えて、新春懇談会が開催され、組合員同士の懇親、交流が図られた。



(品川市長を交えた新春懇談会の様子)

<2月19日(水) 経営管理者セミナー開催> 郡山ビューホテル

●業種別部会

労災事故防止の取り組み、組合員事業所賃金統計、組合員事業所労災統計などの説明がなされた。統計資料の抜粋を同封しますが、詳細版をご希望の場合はご連絡下さい。

●経営管理者セミナー

「会社で行う社員の健康づくり」と題して福島県産業保健総合支援センターの佐藤美恵様が講演。

会社経営の健全性、生産性の向上も図るために、社員が健康であることが基本あること。取り組みの一例として県や国で実施している健康優良事業所認証制度についての説明がなされた。

その後、懇親会が開催され、まずは経営陣の活力づくり(?)がなされた。



(講演する佐藤氏)

事務局からのお知らせ INFORMATION

●4月～ 行政書士登録を安齋徳夫から今泉貴雄に変更。

当サービスセンターは協同組合として行政書士業務も行っておりますが、4月から登録行政書士が安齋徳夫から今泉貴雄に変更になります。

名前は変わりますが今までの豊富な実績、経験を継承し、建設業許可、入札資格申請、産廃許可など、リーズナブルな料金でお引き受けいたします。お気軽にご用命ください。

●共同購買により事務用品などネット価格よりさらに安く!!(スマートプライム)

当センター組合員さん全体の利用額が多くなるほど、割引率が多くなる仕組みです。

QRコード

会社の経費節減に利用してみませんか?

お申し込みは簡単、事務局にお電話下さい。

当センターの
HP も見てね



全社一括購買システム

smartprime™

スマートプライム™

ずいぶん切り詰めたけど、
もっと経費削減
できないかな?

社内のオフィス用品に着目して、
さらにコストダウン。
おまかせください!

 三和事務機販売株式会社

郡山自動車学校

TEL.024-944-0440

郡山産業機械講習所

TEL.024-942-7522

郡山ドローンワールド

TEL.024-942-7522

郡山市田村町金屋字マセ053

事業所名	所在地	事業内容	入会年月日
NOA (ノア)	郡山市柏山町	内装工事業	R7.1.1
アサカ弘運(株)	郡山市田村町	運輸業	R7.1.1
(株)HLB 総業	郡山市富久山町	土木工事業	R7.1.6
飯島米穀(株)	郡山市片平町	食料品製造業	R7.2.1

言葉・ことば・Key Word

間違えやすい敬語・謙譲語

(敬語) 相手の行動を直接高める言葉
(謙譲語) 自分を低め相対的に相手を高める言葉
誤用の例 (アンダーライン部分が誤り)

- 謙譲語は相手の動作には使わない
×「担当者に伺って下さい」→○「お尋ねください」・「お聞きください」
- 敬語が2重になっている(2重敬語)
×「お客様がおっしゃられました」
→○「おしやいました」が正解
×「お客様がお見えになられました」
→○「お見えになりました」が良い。
×「社長様」「先生様」
→○「様」は不要。
- させて頂くの過剰使用
×「ご説明させていただきます」
→○「ご説明いたします」が良い
×「お待ち頂けますようお願い致します」
→○「お待ち下さい」が良い
- ウチ(社内)とソト(社外)の取り違い
×「社長さんは出かけていらっしゃいます」
→○「社長は出かけております」
×社外の人に言うのに、自社の従業員に「さん」を付ける。→○外部に言う時は、自社の社長と言えど「さん」を付けない。
他に丁寧語(「ます」「です」など)があります。でも、余り使いすぎると、「慇懃無礼(いんぎんぶれい)＝丁寧過ぎて逆にイヤミ」と思われがちです。言葉って難しい、でも面白い。

社長は出かけております。



ミニ・ミニデータ

東日本大震災の各国からの義援金

東日本大震災から今年で14年が過ぎました。

皆さんそれぞれ大変な思いをされたかと思いますが、当時、世界中の人々から、多くの義援金が届きました。

今回は、海外から日本赤十字社に寄せられた額を調べてみました。(2013 年赤十字発表)

- ・1位 アメリカ 約30 億円
- ・2位 台湾 約29.3 億円
- ・3位 タイ 約20.6 億円
- ・4位 オマーン 約10.8 億円
- ・5位 中国 約9.2 億円
- ・6位 アルジェリア 約8.4 億円
- ・7位 イギリス 約7.8 億円
- ・8位 ベトナム 約7.8 億円
- ・9位 香港 約7.2 億円
- ・10位 フランス 約6.2 億円
- ・11位 スイス 5.6 億円
- ・12位 マレーシア 5.2 億円
- ・13位 インド 4.9 億円
- ・14位 ブラジル 4.8 億円
- ・15位 パプアニューギニア 3 億円

スペースの都合で載せられなかった国も沢山あります。お許しを・・・



それ以外にも国の大小を問わず多くの支援を頂きました。これは 2013 年の段階ですから、実際はもっと多いでしょう。実際、台湾は最終的に200億円とも言われています。世界の国々からはお金だけではなく、様々な人的援助もあり、心を寄せて頂きました。

今でも地震に限らず世界各地で大災害が起きていますが、この恩義を忘れず、助け合いたいものです。

<編集後記>

皆さんは電話の応対には十分気を付けているでしょうか、改めて申し上げるまでもありませんが、電話は会社の「顔」となりますので、大切です。

私も仕事の必要に迫られ、東京の官公庁に電話をすることがありますが、気を遣います。よそ行きの言葉を使い、できるだけ、はきはきと話しているつもりですが、しょせん無駄な努力です。いくら声のトーンを上げたところで身に沁みついた福島なまりは消えません。

そんな時、こちらが田舎者でも親切丁寧に対応して頂ける場合もあれば、「はい?」「はい?」と、冷たく聞き返されたり、上から目線で言われることもあります。せめて「ちょっと電波の状況が悪いようですが・・・」とか「ちょっと電話が遠いようですが・・・」とか言うてもらえば、こちらも少しは傷つかないのですが・・・。(お互い電話のかけ方には気をつけましょう)

<局長 岩崎>

発行所

協同組合

郡山労務経営サービスセンター

〒963-8024

郡山市朝日三丁目 4-7

<http://www.koriyamaroumu.or.jp>

発行責任者 佐藤 信男

TEL 024-932-3050

FAX 024-932-4470